

楊麗君著

『文化大革命と中国の社会構造  
公民権の配分と集団的暴力行為』

御茶の水書房 2003年 vii + 359 + xxiiページ

いそ べ やすし  
磯 部 靖

## はじめに

本書の目的は、プロレタリア文化大革命（以下、文革と略称）を、社会運動という側面から分析することである。著者によれば、本書は、とりわけ「公民権をめぐる争奪という視点」（3ページ）から、文革を分析する試みであるとされる。具体的には、1966年に毛沢東が文革を発動してから、69年に中国共産党第9回全国代表大会が開催されるまでの時期を主たる考察対象として、国家と社会の相互作用という視点を取り入れながら、第1に、この期間に起こった様々な派閥の結成、分化、再結成の問題、第2に、集団的暴力行為の発生の問題を分析している。以下、本書を、概要、評価すべき点、問題点の3つに分けて論じていきたい。

## 本書の概要

本書の構成は、以下のとおりである。

- 序章 問題意識と先行研究の整理
- 第1章 文革研究の制度論的アプローチ
- 第2章 国家建設と制度的空間配置の再編
- 第3章 文革以前における公民権の配分制度
- 第4章 「老紅衛兵」組織の台頭と解体
- 第5章 「清華大学井崗山兵団」の台頭と解体
- 第6章 政権の再建と上海モデル
- 第7章 派閥競争の急進化と集団的暴力行為

## 終章 文革の影響と社会運動の構造変動

序章では、本書の「問題意識を提起したうえで、文革および社会運動に関する先行研究の整理」（3ページ）が行われている。具体的には、まず、本書の分析において重要な概念である派閥と暴力行為の定義を行ったうえで、文革期における派閥の変化と集団的暴力行為を分析する際、直接的行為主体である社会の側と、間接的行為主体である国家の側の双方の変化および相互作用が、文革の展開に大きな影響を及ぼしたとする問題意識を提起している。つぎに、文革に関する先行研究の分析を、中国における研究、日本における研究、欧米における研究に分類して行っている。さらに、本書の中心的概念のひとつである社会運動の研究に関する方法論についても、主として欧米における研究を参照しながら紹介したうえで、中国における社会運動の特徴を定義している。

著者によれば、中国における「社会運動は自発的に発生した抗議行為ではなく、政治動員型社会運動であると位置付けられる」（32ページ）。すなわち、「政策決定者としての国家代理人」（32ページ）の間で権力闘争が起こった際、文革期に毛沢東が行ったように、主導権を獲得するため、社会の動員が行われる。その一方で、社会の側は、それを政治的・経済的利益を獲得するための機会として捉え、社会運動が発生する。しかし、文革期に典型的にみられたように、このようにして発生した社会運動は、往々にして自律性を持つようになり、派閥の離合集散や暴力行為が繰り返されることになる。こうして、動員した国家の側の意図を逸脱した社会運動は、反社会的・非合法的な存在と見なされ、弾圧されてしまうという限界を有するとされる。

第1章では、本書の分析における重要な概念のひとつである公民権の定義および、著者が本書の分析枠組みであるとする文革研究における制度論的アプローチについての説明が行われる。具体的には、第1に、中華人民共和国（以下、現代中国と略称）における公民権とは、「生存権を含む人々の政治・経済利益を中心とするすべての権利を意味する」（46ペー

ジ)と定義したうえで、文革期における国家と社会の相互作用を理解する際、公民権という概念が有効であること、すなわち、「公民権という概念を用いるなら、派閥の変化の構造と集団的暴力行為のメカニズムを国家と社会の相互作用という関係のなかで考察することが可能」(49ページ)であると論じられている。

第2に、現代中国では、社会主義体制の構築にともない、「私的領域がほぼ消滅させられてしまった」(53ページ)こと、および政治参加が制度化されていないことにより、公民権の獲得競争が熾烈化し、派閥間の抗争は容易に集団的暴力行為に転化することになったとの仮説が提起される。第3に、「忠誠心を利益に転化する精神構造」(72ページ)、たとえば、毛沢東への忠誠心を、他者よりも多く示すことが公民権獲得競争において優位に立つことを意味するというような当時の精神風土が、文革期の集団的暴力行為を助長したとする考えが示されている。

第2章と第3章では、本書の問題意識に基づき、文革の背景が、国家の側、社会の側それぞれの視点から分析される。まず第2章では、文革の背景が、国家建設との関連から考察される。具体的には、現代中国において社会主義体制が構築される過程で、国家と社会の制度的関係が再編されるプロセスや、そのことが国家と社会の関係に与えた影響について分析が行われる。第3章では、現代中国において形成された公民権配分制度が、その後の公民権獲得競争や、文革期における大衆の行動に与えた影響が検討される。具体的には、現代中国における公民権の配分は、階級区分に基づいて行われてきたこと、戸籍や社会的地位によって公民権の配分は不平等に行われてきたことなどから、社会運動は公民権の獲得を有利に行うための絶好の機会であったため、文革期には集団的暴力行為が頻発することになったと論じられる。

第4章から第6章にかけては、本書の実証研究の部分であり、文革期における派閥の集団的行為が分析される。すなわち、「派閥の結成、分化および再結成において、国家がどのような役割を果たしたのか。派閥の分化と再結成は文革の進行にどのような影響

を与えたのか」(135ページ)という問題が考察されることになる。具体的には、本書が考察対象とする文革初期の期間を、社会運動の主体の変遷を踏まえて3つの副次運動期に分類し、各期の運動主体とされる、北京における「老紅衛兵」、清華大学における「井岡山兵団」、「上海工人革命造反総司令部」(以下、「工総司」と略称)が分析対象とされる。

まず第4章では、北京のエリート中学・高校の幹部子弟を中心メンバーとする、いわゆる「老紅衛兵」組織の台頭と解体の過程を分析対象として、中央指導部における権力闘争が、いかにして社会運動を誘発し、派閥の台頭をもたらしたのかという問題が考察される。第5章では、清華大学における「井岡山兵団」の台頭と解体の過程を分析対象として、中央指導部における権力闘争や政策変動が、社会運動にどのような影響を与え、社会の混乱を増幅していったのかという問題が考察される。第6章では、上海の「工総司」を主たる分析対象として、上海で起こった「一月革命」の意義、「三結合」政権が建設されたプロセス、その間に張春橋や王洪文らが果たした役割が問い直される。

第7章では、第1に、本書で分析された集団的暴力行為が類型区分され、第2に、国家と社会の相互作用という視点から、文革期に発生した集団的暴力行為の要因がまとめられ、第3に、文革期における「異端思潮の蔓延および逍遙派の創出」(280ページ)と公民権獲得競争の関係が分析され、第4に、派閥間の集団的暴力行為が退潮していく過程で国家が果たした役割が考察される。

終章では、まず、文革期における派閥分化と集団的暴力行為の発生要因が総括され、つぎに、改革開放期以降に試みられた国家と社会の関係における制度化の動きが描写され、最後に、「社会運動は政府と対抗しているうちに、社会の発展を促進していく」(352ページ)という一文により、本書全体が総括される。

以上のように、本書は、文革期に発生した派閥間の集団的暴力行為を、先行研究の包括的検討を踏まえたうえで、国家と社会の相互作用という視点から分析している。

## 本書の評価すべき点

以下、本書の評価すべき点を述べていきたい。まず第1に指摘すべきは、本書の分析が、文革研究のみならず、政治学および社会学を初めとする社会科学の先行研究の成果を踏まえうえで、それらと比較した場合の中国の特徴を描き出そうと試みている点である。著者自身も指摘しているように(7~9ページ)、たとえば、中国人研究者による文革研究は、ややもすると細かい事実の描写、個人的な実体験や思い入れの吐露になってしまうという傾向が強いといわれているが、本書において著者は、「価値中立的」(7ページ)な立場から、社会運動や公民権などの社会科学の諸概念を援用しつつ、文革という極めて多様かつ混沌とした現象を、理論的に解明しようと試みている。このような知的営為は、掛け値なしに賞賛に値するといえよう。

第2に評価すべきは、序章第2節において、欧米における主たる文革研究を、比較的最近になって発表されたものまで含めて参照し、それらを「国家中心論のアプローチ」(11ページ)と「社会中心論のアプローチ」(15ページ)に分類して分析し批判的検討を加えうえで、本書の分析枠組みを提起している点である。欧米における膨大な数の文革研究を、これだけ網羅的に読破、分類し、批判的分析を加えることは、大変な労力を要することであったと思われるが、著者は、比較的良好にそのことを成し遂げており、その点は大いに評価に値するといえよう。それゆえ、本書の序章第2節は、読者が欧米における文革研究の成果を網羅的に知るうえでも、大いに役立つと思われる。その一方で、日本における文革研究に関する分析は、量的に少な過ぎるうえに、著者による考察もやや単純過ぎるきらいがある。

第3に、文革研究については現代中国研究に、著者なりの分析視角を提起した点を評価したい。文革期には各級党組織や政府機関がほぼ機能停止の状態に陥るとともに、いわゆる「武闘」を初めとする集団的暴力行為が横行したりして、社会秩序が大いに乱れたが、なぜ中国共産党による支配体制は崩壊しな

かったのか、なぜ国家の分裂状態を引き起こさなかったのかという問題を、理論的枠組みを構築したうえで実証的に分析することは容易ではない。その一方で、本書のなかで繰り返し主張されている、文革期に起こった集団的暴力行為は、現代中国における制度的枠組みを前提としたうえでの公民権獲得をめぐる争いに過ぎなかったとの見方は、上記の問題を考察するにあたって、有益な視点を提起しているのではないと思われる。

また、第2章や第3章において、公民権配分制度の不平等な側面、私的領域の欠如の問題、忠誠心を利益に転換する精神構造、制度化の度合いの低さ(いわゆる「人治」の問題)などの理論的枠組みを援用して、社会主義体制の構築や政治運動が繰り返されたことが、現代中国の政治・社会全体にどのような影響を及ぼしていたのかという問題に、理論的解釈を加える試みが行われている点も興味深い。

## 本書の問題点

上述したように、本書は、文革期に頻発した集団的暴力行為を理論的かつ実証的に分析しようとする極めて意欲的な試みである。その一方で、改善が望まれる点も散見される。以下では、著者の文革研究のさらなる発展を祈念して、改善が望まれる点を指摘していきたい。

第1に、本書における分析で重要な役割を果たしている若干の用語が、何を含意しているのかが必ずしも明確でないため、読者の理解を妨げるとともに混乱を引き起こす恐れがあるのではないかと懸念される。

たとえば、本書において、「国家」と「社会」の区分や、「国家代理人」が含意するものは一応提示されているものの(56~57ページ)、その線引きは曖昧であるとともに、必ずしも実態を忠実に反映しているとは言いがたい側面もある。たとえば、「国家」とは、中央政府および地方政府であるとされる一方で、「政府機構以外の空間」(57ページ)がすべて「社会」とであるとされるが、この定義に基づけば、「国家」には、共産党組織や人民解放軍さえも含まれておら

ず、それらは「社会」に含まれることになってしまふ。また、「国家代理人」とは、中央の党政軍幹部、地方の党政幹部であるとされるが、文革の過程で地方レベルの軍幹部が極めて重要な役割を果たしたにもかかわらず、何故に、「国家代理人」の範疇に含まれていないのか腑に落ちない。また、党政幹部とはいっても、中央レベルの党政幹部と末端レベルの党政幹部では、置かれた状況がかなり違ううえに、たとえ同じ等級の幹部であったとしても、個々人によって状況は千差万別である。さらには、身分的には党政幹部であったとしても、失脚した場合、権力を行使する権限は失われており、そのような場合も一律に「国家代理人」として扱うことには無理があるように思われる。

つぎに指摘すべきは「制度的空間配置」という言葉が多用され、本書のなかで重要な役割を果たしているにもかかわらず、明確な定義がなされていないことである。どうやら、「国家」と「社会」の制度的関係、公民権の配分方式などを指しているようにも見受けられるが、明確に定義がなされていないため、読者にとっては、本書の理論的枠組みをわかりづらいものにしてしまっているのではないかと懸念される。

本書の評価すべき点のひとつは、文革という多様かつ混沌とした現象を、著者なりの視点から理論的に解釈しようとしていることであるが、それにもかかわらず、本書の理論的枠組みが、読者にとって理解しにくいものであったならば、本書の意義も正当に評価されなくなってしまう。「国家」、「社会」、「国家代理人」、「制度的空間配置」などは、本書のなかで、いずれも重要な用語であるので、著者にはより厳密な定義を望みたい。

第2に、終章第2節以降の改革開放期以降の分析を扱った部分の問題を指摘したい。本書の問題点は、とりわけ改革開放期以降を扱った終章第2節以降に集中的に現れている。本書のそれまでの部分と比べると、終章第2節以降の分析ならびに記述は、あまりにも雑であり、当惑を禁じ得ない。終章第2節の前と後では、果たして同じ著者によって書かれたものなのか否かと疑いたくなるほど、分析の厳密性に

あまりにも落差があり過ぎる。終章第1節までの文革期を扱った部分に評価すべき点が多いだけに、終章第2節以降の部分は、まさに蛇足の感が否めなく、実に口惜しい。

それでは、以下、具体的に、終章第2節以降の問題をみていきたい。まず、内容の整合性の問題を指摘できよう。たとえば、終章の冒頭で、第2節では、「文革期における社会運動およびそれによって生じた派閥分化と集団的暴力行為が改革開放期の国家・社会関係の変容に与えた影響を分析する」(331ページ)とされているが、実際には第2節において、文革期の状況と改革開放期の状況が比較されてはいるものの、前者の后者への影響についての論証は十分に行われているとは、必ずしも言いがたい。同じく、終章の冒頭で、第4節では、「社会運動と国家建設の関係を総括する」(331ページ)と述べられているものの、第4節で実際には、国家建設という言葉は一切使用されておらず、唐突に「社会発展」や「社会の発展」という言葉が使用されており、それらの言葉が意味するものと、著者の言うところの国家建設との関係も不明確で、著者がいったい何を主張したいのかが判然としない。

つぎに、用語の使用法に関する問題をみていきたい。342ページでは、「政府が80年代に私有企業の存在と発展を奨励する措置をとり(中略)2000年に入ると、中国共産党が私有経済を憲法によって合法化させた(中略)私有企業の経営者の共産党への加入を許可するようになった」と記述されているが、実際には、現在までのところ、中国共産党は、公式には、「私有企業」や「私有経済」の存在を認めていない。著者は恐らく、現代中国における「私有」と「私営」という異なった概念を混同しているであろう。現在、中国では、「私有制」の存在を公式に認めるか否かという問題をめぐって議論が行われているといわれるが、そのことは、この問題の重要性を物語っているといえよう。それゆえ、近年の中国の状況を、「私有」と「私営」の概念を厳密に区別もせず論じるということは、あまりにも無神経過ぎるといわざるを得ないであろう。

その一方で、近年の事例を紹介しているにもかか



ならず、「非国営企業」や「国営企業」という言葉が使用されており(347, 349ページ), 著者は、「国営企業」と「国有企業」の用語の使い方の相違も理解していないように見受けられる。それ以外にも、「法輪功のような宗教運動」(347ページ)、「法輪功のような高度な組織性と政治性を持つ宗教組織」(350ページ)という記述からは、著者が、本来「気功団体」であるとされる「法輪功」を、「宗教団体」と混同していることが見て取れる。

以上のように、終章第2節以降の分析はあまりも雑で、いかにも付け焼刃で加筆したという感が否めない。終章第1節までの部分が、学術的に極めて評価に値するだけに、実に口惜しい。改革開放期以降の分析を、どうしても書き加えたかったのであれば、付け焼刃のまま拙速に出版に踏み切らず、まずは、この時期を研究している専門家の助言を請うたうえで慎重に取り組むべきであったろう。

第3に指摘したいのは、第4章から第6章にかけての文革期における社会運動の実証分析で使用されている資料の問題である。この部分では、一次資料よりもむしろ、他者の先行研究などの文献に依拠している度合いが、かなり高いように見受けられる。たとえば、第5章は、ヒントン(1976)、第6章は、李(1997)、に依拠している度合いがかなり高い。これらの文献の学術的価値を否定するわけではないが、著者が自らの主張を論証するための主要な資料として用いる場合は、慎重を期すべきであろう。著者が、今後とも、資料の収集に努め、自らの主張をより説得力のある形で論証されることを望みたい。

第4に、本書の日本語の記述の仕方の問題を指摘したい。本書における用語の使用法の問題については、既に述べたが、日本語による記述そのものが不自然、あるいは記述の仕方が論文としては稚拙であるという箇所が、本書全体に多々見受けられる。たとえば(以下、下線部分は評者による)、「『農作を勝ちとった』」(134ページ2行目)、「北京学生」(159ページ10行目)、など誤字・脱字を含んでいると思われる箇所が散見される。

また、助詞の用法の間違いや不自然な日本語も多々見受けられる。たとえば、「毛沢東がE・スノー

との会談記録」(138ページ13行目)、「命令の執行を停止することと命じた」(141ページ9行目)、「運動中で一部の社会集団が運動の主體的な地位を与えられ」(143ページ16行目)、「『聯動』は対立の『造反派』組織、中央文革小組から激しく批判され」(166ページ15行目)、「中共中央第八期11回全会に再編された中央政治局」(188ページ18行目)、「『三結合』政権の樹立に伴い」(216ページ10行目)、「66年末に入っては」(238ページ10行目)、「制度化を強く反対し」(340ページ6行目)、「ここで留意しておきたいのは、中国における国家と社会の関係、および自治的な社会組織の性質は現時点においてもまだ欧米の民主国家のものと同視することはできない」(342ページ)、「その行為をするものを依然として『反革命罪』と判定された」(344ページ)、「司法者に対する不信感は、すでに一部の人々に自ら理解する社会正義と公正のあり方を守るために、公然と法律を犯そうとしている」(346ページ)、「違法行為を抵抗し」(348ページ)、などのような不適切な表現が多々見受けられる。

第5に、注の書き方の問題を指摘したい。たとえば、第2章の注では、注(7)、(9)、(10)において、文献名は示されているものの、著者名、出版元、発行年、ページ数などが明記されていない。注(22)と(24)は同じ文献を扱っているにもかかわらず、後出の注(24)に文献の正式名が記載され、前出の注(22)には略称しか記載されていない。また、両者とも著者名が記載されていない。注(29)の文献には、発行年が記載されていない。さらに、第4章の注(36)の出典の著者は、「胡平」と記載されているにもかかわらず、本文では「胡風に指摘されたように」(150ページ5行目)と記載されていて、注と本文の内容が食い違っている。これらは、明らかに、著者の能力の問題ではなく、校正段階での労力を惜しんだか否かの問題である。

それ以外にも、本来、「1966年12月23日」とすべきところを、「1967年12月23日」(247ページ7行目)とするなど、時期の記述が間違っている。また、一般的に、改革開放期は、1978年12月に開催された中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議以降であるとされるが、通説とは異なり、本書では、「1977年以

降の改革開放期」(338ページ12行目)という記述がなされている。恐らく、著者の勘違いか、単なる誤字なのであろう。

おわりに

以上のような誤字・脱字を初めとする初歩的なミスによって、本書の学術的意義がかすんでしまうのは実に口惜しい。出版物になる前の校正段階で、何故に、このような初歩的なミスが見過ごされてしまったのか腑に落ちない。しかしながら、本書において試みられた知的営為の意義に比べれば、上述した問題点は、あくまでも副次的なことに過ぎないといえよう。今後、著者が、本書において提起した文革研究の分析枠組みをさらに精緻化し、文革研究の発展に寄与されることを心から期待したい。

文献リスト

<日本語文献>

- 加々美光行 2001. 『歴史のなかの中国文化大革命』岩波書店 .  
 巖家祺・高皋 2002. 『文化大革命十年史(上)(中)(下)』(辻康吾監訳) 岩波書店 .  
 国分良成編著 2003. 『中国文化大革命再論』慶應義塾大学出版会 .  
 ヒントン, W . 1976. 『百日戦争 清華大学の文化大

革命 』(春名徹訳) 平凡社 .

<英語文献>

- Chang, Tony H. 1999. *China during the Cultural Revolution, 1966-1976: A Selected Bibliography of English Language Works*. Westport, Conn.: Greenwood Press.  
 Lee, Hong Yung 1978. *The Politics of the Chinese Cultural Revolution: A Case Study*. Berkeley: University of California Press.  
 Rosen, Stanley 1982. *Red Guard Factionalism and the Cultural Revolution in Guangzhou (Canton)*. Boulder, Colo.: Westview Press.  
 Walder, Andrew G. 2002. "Beijing Red Guard Factionalism: Social Interpretations Reconsidered." *The Journal of Asian Studies* 61 (2) (May).  
 White, Lynn T., 1989. *Policies of Chaos: The Organizational Causes of Violence in China's Cultural Revolution*. Princeton, N. J.: Princeton University Press.

<中国語文献>

- 李遜 1997. 「文革中発生在上海敵『經濟主義風』」羅金義等編『浩劫之外 再論文化大革命』台湾風雲論壇出版社 .

(長崎外国語大学外国語学部助教授)